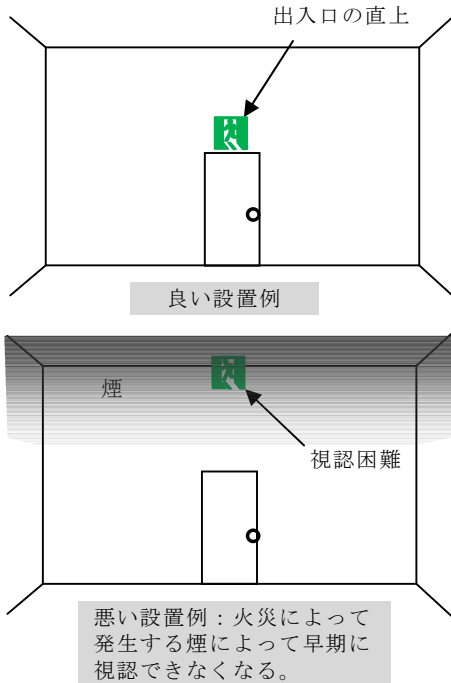


● 1 設置場所

誘導灯の設置については、規則第 28 条の 2、同第 28 条の 3 及び平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長通知「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯

ア 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号で規定する避難口の上部とは、避難口の直近上部であること。

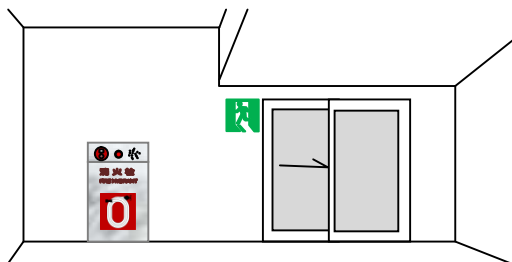


◇ア平成 26 年 1 月 1 日図改訂

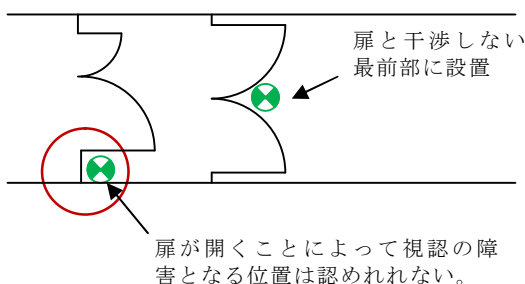
イ 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号で規定する直近の避難上有効な位置とは、上記アによりがたい場合、又は、避難の出入口から離して設置することが合理的である設置位置のことで、次の例によること。

(7) 直近上部に設置できない場合

① 下図のように横位置に設置する場合は、視認に有効な避難口直近とし、誘導灯の下面が床面から概ね 1.8m 以上 2.4m 以内の高さであること。



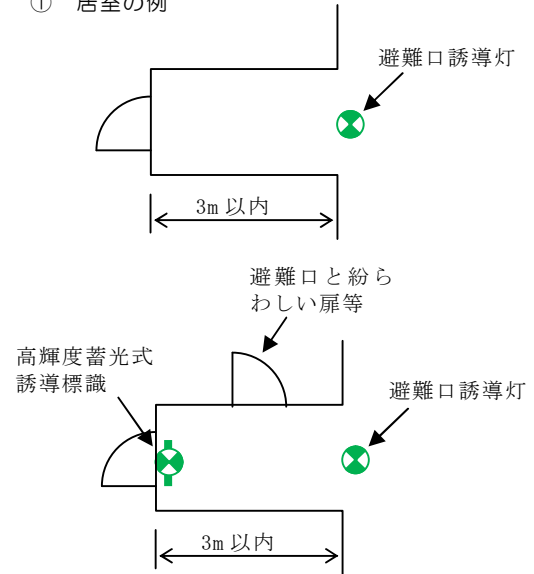
② 避難口の扉と干渉し、直近の上部に設置できない場合は、上記①の例（扉が開いた状態で視認できない位置は除く。）によるほか、当該扉と干渉しない直近の前部に設置すること。



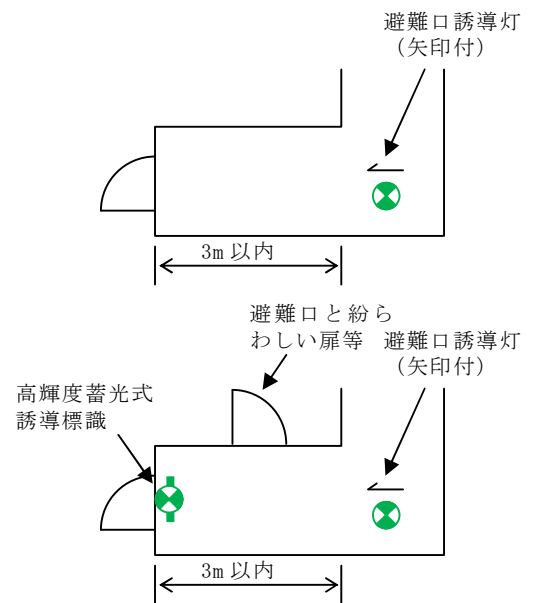
(イ) 避難の出入口から離して設置しても有効に避難できる場合

避難口から 3m 以内で、容易に避難口が認識できること。ただし、付近に避難口と紛らわしい扉があるときは、当該避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設けた場合に限る。

① 居室の例



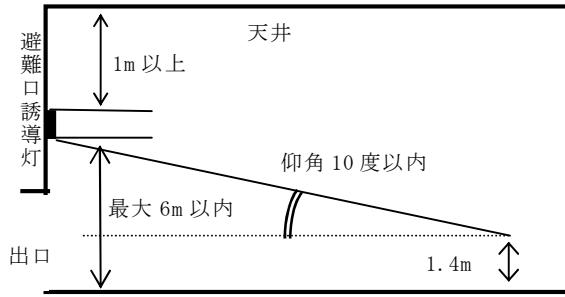
② 廊下の例



◇イ平成 26 年 1 月 1 日改訂

ウ 上記ア又はイに係わらず、大空間に設けるもので、他に当該誘導灯の視認を妨げるものがなく、当該誘導灯上面から天井等までの高さが 1m 以上確保されている場合であって、かつ、当該誘導灯の有効範囲内で最遠となる場所の床面から 1.4m の高さにおいて、誘導灯の下面が仰角 10 度以内となる位置（最大高さは床面から 6m 以内とする。）に設けるもの又は避難口の上端の高さが床面から 2.4m 以上で、その上部直近に設けることが適当であるものにあつては、この限りでない。

◇ 誘導灯

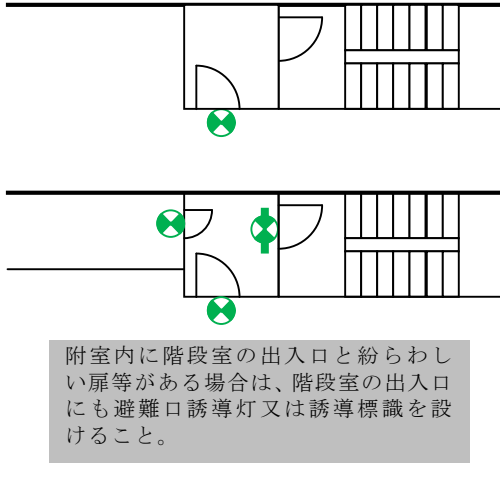


床面からの高さが概ね2.4mを超えて設置できる例

◇ウ平成 26年 1月 1日改訂

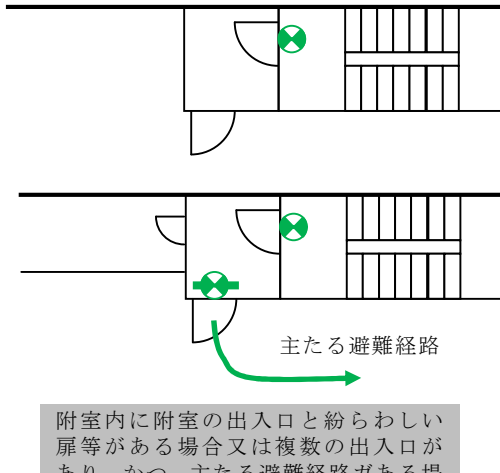
工 附室が設けられている階段室の例

(7) 避難階以外



附室内に階段室の出入口と紛らわしい扉等がある場合は、階段室の出入口にも避難口誘導灯又は誘導標識を設けること。

(1) 避難階



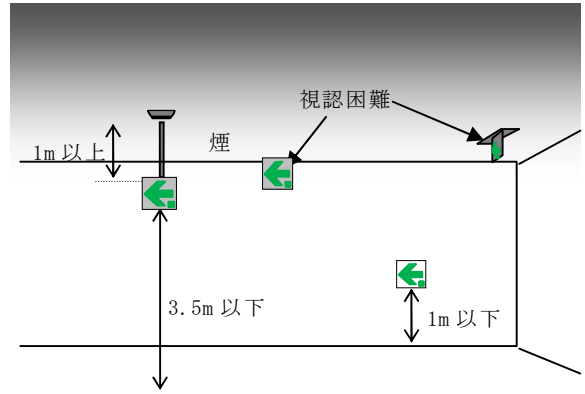
附室内に附室の出入口と紛らわしい扉等がある場合又は複数の出入口があり、かつ、主たる避難経路がある場合は、当該附室と廊下等の出入口にも避難口誘導灯又は誘導標識を設けること。

◇工平成 26年 1月 1日追加

(2) 室内通路誘導灯

室内、ロビー等に設ける通路誘導灯は、床面、床面から高さ1m以下の壁面又は床面から概ね高さ2.4m以内の位置に設けること。ただし、大空間に設けるものについては前記(1)に準じるが、最大の高さは、概ね3.5m以下であること。

◇(2)平成 26年 1月 1日改訂



◇(2)平成 26年 1月 1日追加

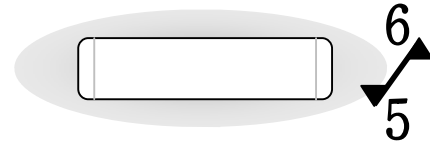
(3) 廊下通路誘導灯

廊下に設ける通路誘導灯にあっては、(2)項二の個室部分の通路以外であっても有効幅員2m以下の廊下に設ける通路誘導灯は床面又は床面から1m以下の位置に努めて設けること。

◇●1平成 24年 1月 1日追加

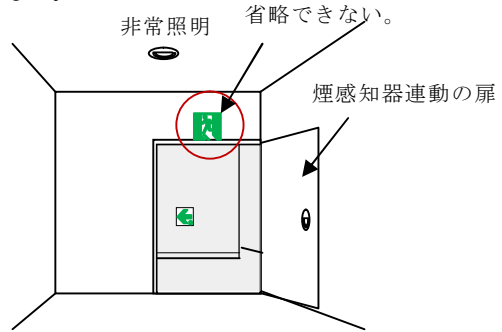
(4) 階段（傾斜路）通路誘導灯 ☆

階段（傾斜路）に設ける通路誘導灯を建基法の規定による非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で代替する場合は、非常照明の付近の見やすい位置に階数表示をすること。



◇(4)平成 27年 1月 1日追加

(5) ガイドライン別添第 2、2(3)(7) d ただし書きについては、避難階の階段室出入口の扉には適用できない。



避難階の階段室内は、煙感知器連動の扉裏面に誘導標識を設けても避難口誘導灯を省略することはできない。

◇(5)平成 26年 1月 1日追加

●2 客席誘導灯

(1) 客席誘導灯は、令別表第 1 に掲げる(1)項及び(16)項イ並びに(16)の(2)項の防火対象物のうち(1)項の用途に供する部分の客席に設けること。★  
(2) 上記(1)該当する場所であっても次のいずれかに該当する部分については、客席誘導灯の設置を要しないものであること。

ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外又は屋根のみで前面が開放された観覧場等の客席

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席

ウ 非常電源が確保された照明により避難上有効な照度を得られる移動式の客席部分

## ● 3 点滅形及び誘導音付加形誘導灯

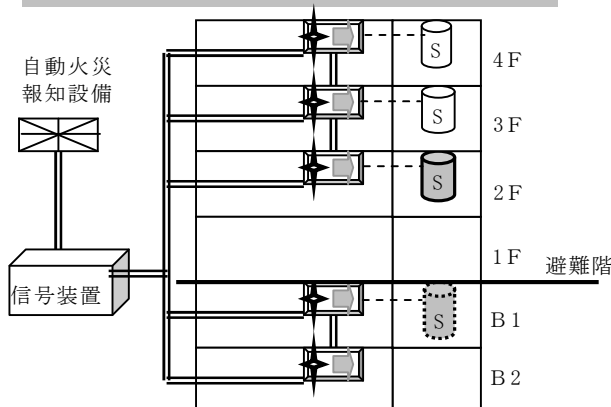
点滅形誘導灯及び誘導音付加形誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）の設置については、平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長通知「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

- (1) 次の防火対象物又はその部分の主たる避難経路となる最終の避難口（風除室及び特別避難階段等の附室を設けるものにあつては、その入口）に設置を指導すること。◇(1) 平成 24 年 1 月 1 日改訂
- ア 施行令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ（次号エに掲げるものを除く。）、(6)項ニ、(9)項イ及び(16)項イ（(1)項から(4)項、(5)項イ、(9)項イの部分の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）に掲げる防火対象物のうち床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上で、かつ、収容人員が 300 人以上となる階
- イ 施行令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ（次号エに掲げるものを除く。）、(6)項ニ、(9)項イ及び(16)項イ（(1)項から(4)項、(5)項イ、(9)項イの部分の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）に掲げる防火対象物のうち延面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上で、かつ、収容人員が 300 人以上となるもの
- ウ 施行令別表第 1(6)項ロに掲げる防火対象物で、延面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上のもの
- エ 施行令別表第 1(6)項ハに掲げる防火対象物で、盲学校及び聾学校のうち延面積が、300 m<sup>2</sup>以上のもの
- オ 施行令別表第 1(16)の 2)項及び(16)の 3)項に掲げる防火対象物のうち延面積が、300 m<sup>2</sup>以上のもの
- (2) 避難経路が煙に汚染された場合の点滅機能及び誘導音声機能（以下「点滅機能等」という。）の停止

点滅形誘導灯等を階段室の入口に設ける場合において、当該階段室内が煙で汚染された場合には、その点滅機能等を停止させなければならないが、その方式は、次のいずれかによること。

- ア 社団法人日本照明器具工業会の技術資料「誘導灯活性化装置の動作システム」3.3「動作の停止」によること。
- イ 次図のとおり階段室に設けた専用の 3 種蓄積型又は 2 種蓄積型煙感知器を誘導灯及び信号装置の停止回路に接続し、作動した感知器の設置階以上の誘導灯の点滅機能及び誘導音声機能を停止すること。

2 階の階段室内の感知器が作動した場合は、当該階以上の誘導灯の点滅機能等を停止する。



地下 1 階の感知器が作動した場合は、当該階以下の誘導灯の点滅機能等を停止する。

※ 〓 の配線は、耐熱配線又は耐火配線とすること。ただし、無電圧で作動する回路に用いるものは、この限りでない。

- (3) 点滅機能及び誘導音声機能を停止しない場所に掲げる場所に設けるものは、点滅機能等を停止しないこと。

ア 避難階の最終避難口の出入口又はその部分に設ける風除室、附室の出入口

イ 屋内特別避難階段、消防庁長官が定める部分を有する屋内避難階段、屋外避難階段及び屋外階段の階段室の出入口又はその部分に設ける附室の出入口

## ● 4 信号装置

誘導灯信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の部屋に設けること。ただし、防火対象物の部分のみに係るもの及び照明装置と連動しているものは、この限りでない。

## ● 5 既存の防火対象物に対する運用

既存の防火対象物で、改修等により高輝度の誘導灯と取り替える場合は、原則として対象となる階全体が一括してガイドラインに適合するよう設置指導すること。ただし、数個の取り替えのみで、その後の改修等においてガイドラインに適合させる予定がある場合は、この限りでない。

## ● 6 消灯

誘導灯を消灯する場合は、次によること。

- (1) 誘導灯信号装置により消灯時においても、誘導灯に内蔵の蓄電池を充電できる措置が必要であること。★
- (2) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分等★
- ア 排水機場等で、防火対象物全体が常時無人となるもの
- イ 防火対象物全体が定期的に無人となるもの
- ウ 自然光により避難口又は避難の方向が容易に識別できる部分
- エ 利用形態により特に暗さが必要となる部分
- (ア) 遊園地のアトラクション等で、特に暗さが必要とされる部分
- ① 当該アトラクションの営業中のみ消灯できるものであること。
- ② 酒類、飲食の提供を伴うものは該当しない。
- (イ) 劇場、映画館、プラネタリウム等で、一定時間のみ特に暗さが必要とされる部分
- ① 当該上演時間中のみ消灯できるものであること。
- ② 酒類、飲食の提供を伴うものは該当しない。
- (ウ) 劇場、集会場等の催し物において一時的（数分程度）に特に暗さが必要とされる部分（特に暗さが必要とされる時間に限る。）
- オ 主として当該防火対象物の避難経路等について熟知している当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分
- (3) 消灯方法
- ア 原則として手動で消灯すること。ただし、扉の施錠、アトラクションの起動等と連動して消灯するものは、この限りでない。★
- イ 消灯は、個々の誘導灯別ではなく、防火対象物全体又は消灯部分の誘導灯を一括して消灯するものであること。
- ウ 利用形態により特に暗さが必要となる部分を消灯する場合は、次の事項を事前に当該消灯部分の利用者に対して周知すること。
- (ア) 誘導灯が消灯すること
- (イ) 火災の際には誘導灯が点灯すること
- (ウ) 避難経路の掲示
- エ 上記ウについては、音声、映写スクリーンへの表示、主要な出入り口の見やすい箇所への表示等によること。

## ◇ 誘導灯

オ 自動で消灯する場合は、次によること。

- (7) 扉の施錠連動（当該防火対象物の最終退出者が使用する扉の施錠に限る。）
- (イ) 照明器具の操作連動（当該防火対象物が無人となる場合に操作するものに限る。）
- (ウ) アトラクション等の操作連動
- (エ) その他、無人又は消灯が必要となる操作等との連動

(4) 点灯方法

- ア 自動火災報知設備の感知器等の作動等と連動し、全ての消灯している誘導灯を点灯させること。
- イ 自動火災報知設備を設けないものにあつては、前記(3)オの各操作等により点灯させること。

◇●6 平成 24 年 1 月 1 日追加

### ●7 特殊な場所の誘導灯

(1) 冷凍庫内等の極低温環境において、適応する誘導灯がない場合に限り、次の例によって照明設備等を設置することにより誘導灯を設けないことができる（要特例申請）。

ア 主たる避難通路の床面において 1 ルクス以上の照度を確保できる照明装置を設ける。

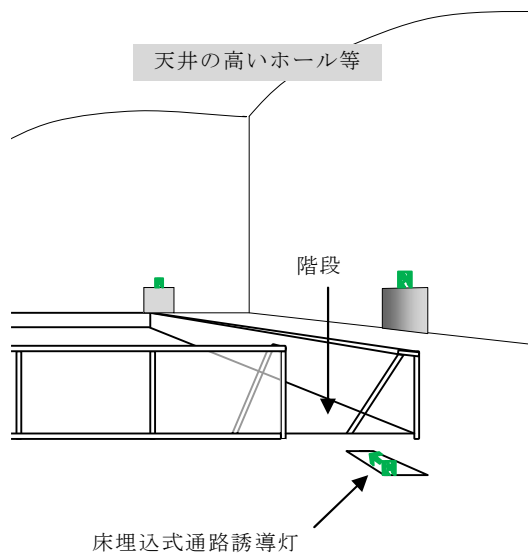
イ 上記照明装置には、停電した場合において自動で切り替わり、かつ、20 分以上当該照明装置を作動させることができる非常電源（◇非常電源の自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備に限る。）を設ける。

ウ 上記非常電源と照明装置間の配線は耐火性能を有するものとする。

エ 誘導標識を設ける。

(2) 天井の高さが概ね 5m 以上のホール等で、天井吊り下げ又は壁面設置が適当ではない部分には床埋め込みの通路誘導灯とすることができる。

◇(2)平成 28 年 4 月 1 日一部削除



◇●7 平成 25 年 1 月 1 日追加

## ◆ 通知

### ○ 誘導灯の設置に係る運用基準

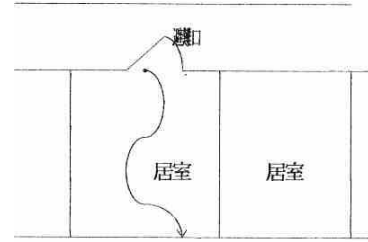
平成 4 年 7 月 29 日消防局指導係

無窓階における誘導灯の取扱いについて

1 無窓階においては、規則第 28 条の 2 の規定の適用はないが、下図のような無窓階の居室において主要な避難口を見通し、かつ、識別することができるも

ので次の(1)、(2)を満足する場合は状況により避難口誘導灯の設置を免除することができる。

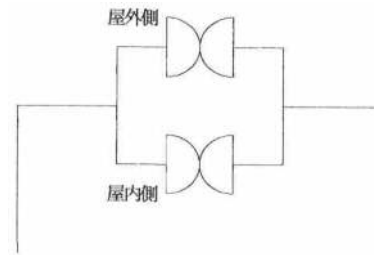
- (1) 当該居室の用途が、倉庫、事務所等不特定多数の者が出入りする用途に供されていない場合。
- (2) 居室の各部分から避難口までの歩行距離が、概ね 10m 以下の場合。



2 1 において、居室の各部分からの歩行距離が概ね 15m 以上の場合、室内通路誘導灯の設置を要するものとする。

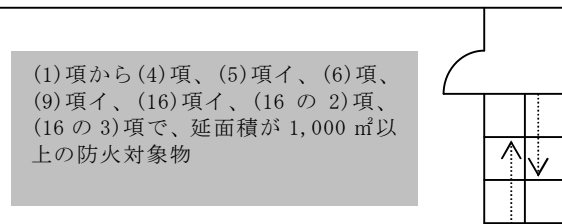
3 風除室のある場合の避難口誘導灯の取扱いについて

下図のような風除室がある場合、屋内側に避難口誘導灯を設置すれば足りるものとする。



4 階段室内に設ける避難口誘導灯の取扱いについて

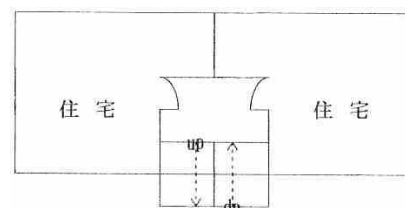
下図のような場合、状況により特殊大型避難口誘導灯又は中型（キセノン付に限る。）避難口誘導灯を設置すれば足りるものとする。ただし、設置が著しく困難な場合に限り、中型とすることができる。



5 令別表対象物に住宅部分がある場合の誘導灯の取扱いについて

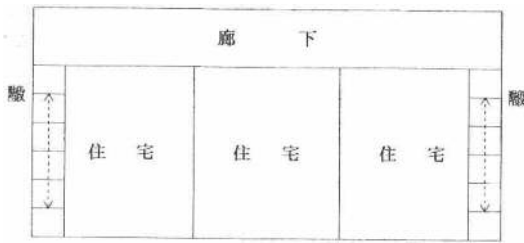
住宅部分が他の用途の避難経路になっていない場合、状況により設置の必要がないものとする。

6 無窓階の共同住宅（階段室型）の誘導灯について  
設置する場所がない場合、階段室内に階段通路誘導灯を設置することで足りるものとする。ただし、誘導標識の設置指導をするものとする。



7 小規模な共同住宅（無窓階）の誘導灯について

下図のような小規模な共同住宅で廊下部分に火災の際の煙が充満する恐れが少なく、容易に避難できると認められるものは誘導灯の設置を免除することができる。



○ 大規模・高層防火対象物に設置する誘導灯の非常電源の容量を60分間とするに係る蓄光式誘導標識の取扱いについて ☆

平成24年6月25日消防局長

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年9月30日総務省令第93号以下「60分改正省令」という。）により大規模・高層防火対象物等に設置する誘導灯の非常電源の容量を60分以上とする防火対象物の範囲が拡大されたこと及び「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成23年6月17日総務省令第55号。以下「階段通路改正省令」という。）により、大規模・高層防火対象物等の階段に設ける通路誘導灯を建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で代替する場合は、その非常照明の非常電源は従前の30分以上作動できる容量から60分以上とされましたが、これらの場合において蓄光式誘導標識によりその非常電源を60分としない場合の取扱いを下記のとおりとしましたので通知します。

記

1 適用対象物

- (1) 延べ面積50,000㎡以上
- (2) 地階を除く階数が15以上、かつ、延べ面積30,000㎡以上
- (3) 16の2項で、延べ面積1,000㎡以上
- (4) 地下に複数の路線が乗り入れている乗降場を有する駅舎
- (5) 地下3層以上に乗降場を有する駅舎

2 非常電源の容量を60分以上とする誘導灯（別紙参照）

- (1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室（風除室）を設ける場合は、その附室の出入口）に設ける避難口誘導灯（平成24年8月31日経過措置終了）
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第120条に規定する地上又は避難階へ他の部分を経由しないで直接通ずる階段（傾斜路を含む。）（以下「直通階段」という。）の出入口（附室を設ける場合は、その附室の出入口）に設ける避難口誘導灯（平成24年8月31日経過措置終了）
- (3) 上記(2)の直通階段から(1)の出入口へ通ずる廊下・通路等に設ける通路誘導灯（平成24年8月31日経過措置終了）
- (4) 直通階段内に設ける通路誘導灯（平成26年11月30日経過措置終了）

3 非常電源の容量を60分以上とすることに適合させる方法

- (1) 誘導灯に内蔵又は別置きに蓄電池の容量が60分以上である誘導灯（以下「長時間形」という。）とする。
- (2) 消防法施行規則第28条の3第4項第10号に規定する60分以上（誘導灯内蔵の蓄電池容量20分を超えて必要となる容量）を作動させることのできる自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備を非常電源とする。この場合において当該誘導灯へ電源を供給す

る配線は、消防法施行規則第12条第1項第4号ホに規定する耐火性能を有する配線とする。

(3) 通路誘導灯

ア 上記2(2)の廊下・通路等に設けるもの

長時間形以外の通路誘導灯に加えて高輝度蓄光式誘導標識を誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月17日消防庁告示第2号。以下「誘導灯告示」という。）により設置する。（別紙参照）

イ 上記2(4)直通階段内に設けるもの

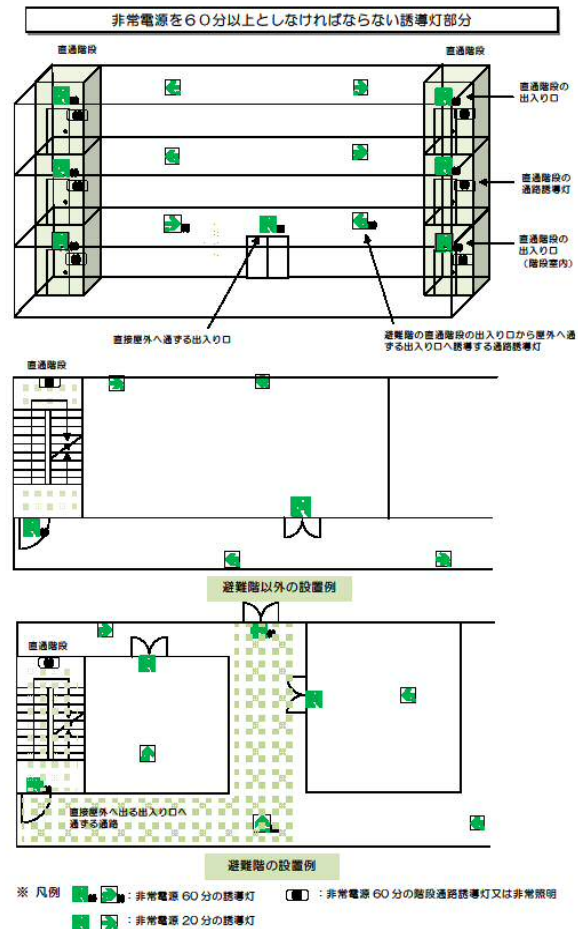
(イ) 長時間形以外の通路誘導灯に加えて高輝度蓄光式誘導標識を誘導灯告示により設置する。（別紙参照）

(イ) 60分以上作動させることのできる容量の非常電源を内蔵する非常照明とする。（別紙参照）

4 その他

- (1) 既存の防火対象物で階段通路改正省令及び60分改正省令の経過措置に係らず消防法令の基準に全て適合しており、かつ、避難に20分以上を要しないと消防機関が確認した防火対象物に設けるものについては、当分の間、従前の例によることで差し支えないこと。
- (2) 必要に応じ、別添のリーフレットにより関係者に説明すること。

別紙



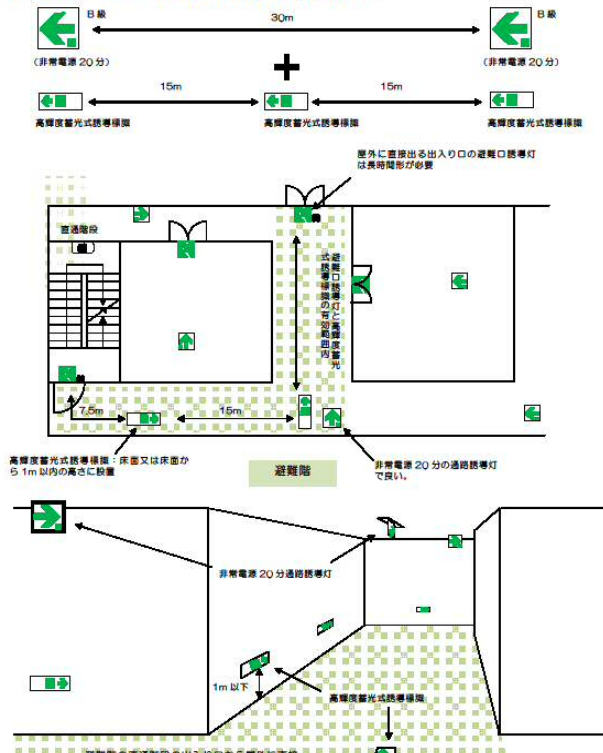


# ◇ 誘導灯

高輝度蓄光式誘導標識を設置することにより適合させることができる部分

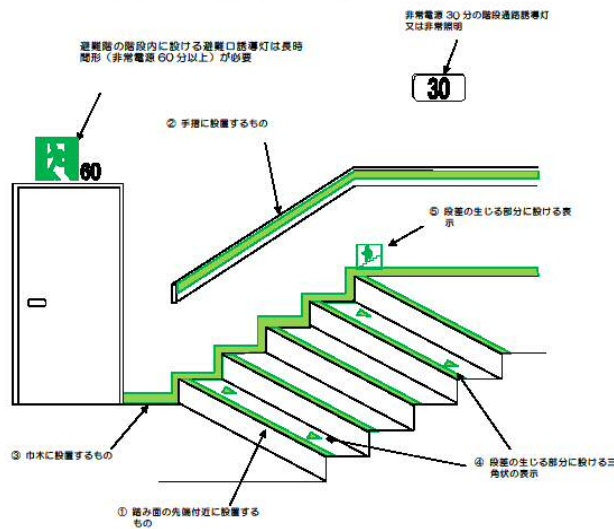
## 1 廊下・通路等

直通階段から直接屋外へ通する出入口へ至る廊下、通路等部分に非常電源 20 分の通路誘導灯に加えて床面又は床面から 1m 以下の高さに高輝度蓄光式誘導標識を設置する。



## 2 直通階段内

(1) 階段の踏み面先端、手摺及び巾木の部分又はこれらのいずれかの部分に帯状の高輝度蓄光式誘導標識並びに段差が生じる部分に段差を示す三角状の印又は表示する高輝度蓄光式誘導標識を設置する。



ア 帯状の高輝度蓄光式誘導標識としては、上図の①から③が想定されるが、そのいずれかを設置することで足りるが、これらの全て又は組み合わせで設置することが有効であること。(①及び②が特に避難上有効)

イ ④又は⑤の段差を示す表示は必須であること。

(2) 帯幅は次の式により求めた幅以上とする。

$$W = 200/L$$

W : 帯幅 (mm)

L : 照明が停止してから 60 分後の当該表示表面の平均照度 (lx/m<sup>2</sup>)

$$(W = 0.2/L')$$

W : 帯幅 (mm)

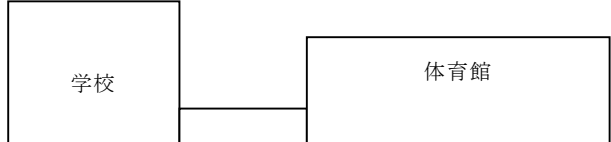
L' : 照明が停止してから 60 分後の当該表示表面の平均照度 (cd/m<sup>2</sup>)

別添(略)

## ■ Q & A

### (誘導灯を消灯する場合の取扱いについて)

Q 誘導灯を消灯する場合の取扱いについて (昭和 55 年 2 月 5 日消第 124 号) 別紙 2. 1. (1)アで「誘導灯の消灯は原則として誘導灯個々に行うことなく、一括して行うこと」とあるが、渡り廊下で接続している下図の防火対象物について、それぞれ消灯時間を異にしてもよいか。



午後 6 時以降ほとんど無人

住民に一般開放するため午後 9 時 30 分頃より無人  
ただし、渡り廊下の基準により学校棟と体育館棟は別棟扱い

A 原則として一括消灯しなければならないが、渡り廊下の扉又はドアに施錠しておけば別々に消灯しても差し支えない。(この場合信号装置は 2 個となる。) 施錠できなければ一括消灯としなければならない。(昭和 57 年 5 月 20 日県消防防災課回答)